

吹田市公告第110号

吹田市立第六中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事）に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年4月11日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 工事名称 | 吹田市立第六中学校校舎大規模改造1期工事（建築工事） |
| 2 | 工事場所 | 吹田市穂波町16番1号 |
| 3 | 工 期 | 市議会議決後（「22 契約の締結」のとおり。）～令和5年11月20日 |
| 4 | 工事種類 | 建築一式工事 |
| 5 | 工事概要 | 電気設備工事、機械設備工事及びガス設備工事は別途発注 |
- 1棟
- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上4階
 - (2) 延床面積 3,005㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、防水改修工事、内装改修工事及び建具改修工事
- 3棟
- (1) 構造・階数 コンクリートブロック造 地上1階
 - (2) 延床面積 10㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、防水改修工事及び建具改修工事
- 11棟
- (1) 構造・階数 コンクリートブロック造 地上1階
 - (2) 延床面積 23㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、防水改修工事及び建具改修工事
- 12棟
- (1) 構造・階数 コンクリートブロック造 地上1階
 - (2) 延床面積 13㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、防水改修工事及び建具改修工事
- 15棟

- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上1階
 - (2) 延床面積 10㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、防水改修工事及び建具改修工事
- 16棟
- (1) 構造・階数 鉄骨造 地上1階
 - (2) 延床面積 9㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、防水改修工事及び建具改修工事
- 17棟
- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上1階
 - (2) 延床面積 177㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、内装改修工事及び建具改修工事
- 18棟
- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上1階
 - (2) 延床面積 88㎡
 - (3) 工事内容 外壁改修工事、内装改修工事及び建具改修工事
- 6 予定価格 203,300,000円(税抜)
- 7 最低制限価格 事後公表とする。
- 8 入札回数 1回
- 9 入札保証金 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。
- 10 契約保証金 契約金額の10%以上
- ※議会の承認後に本市から連絡をするので、当該日に有効となるように契約の保証
 について、必要な準備をしておくこと。
- 11 支払条件 (1) 前払い有り(契約金額の40%以内の額。)
 (2) 中間前払い有り(契約金額の20%以内の額。)
 (3) 部分払い無し
- 12 主な保険等 以下に掲げる全て。
 (1) 労働者災害補償保険
 (2) 建設工事保険(請負代金額かつ「工期+1か月」で加入)
 (3) 第三者に対する損害賠償保険(1事故対人1名につき3,000万円以上、
 かつ総額2億円以上)
 (4) 建設業退職金共済
- 13 入札参加資格 以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。
 (1) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書(以下「共通入札説明書」という。)
 で示す資格要件を全て満たしていること。
 (2) 市内事業者(本市の入札参加有資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)
 に市内本店で登載されている者)であること。ただし、本市の資格者名簿に

建設工事で市内事業者又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登録されている者）として登録後、公告の日において、1年を超えている者であること。

- (3) 本市の令和5年度の入札参加有資格者等級格付けにおいて、本案件と同一の業種でC等級以上の認定を受けていること。
- (4) 本案件と同一の業種について、特定建設業許可を有すること。
- (5) 本案件と同一の業種に関し、監理技術者を1名以上、工事現場に専任配置できること。ただし、入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
- (6) 本案件と同一の業種の官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。以下同じ。）が発注した工事を元請として施工した実績がある者であること。（完成・引渡しが受付最終日までに完了していること。）。ただし、特定建設工事共同企業体（JV）による施工の場合は、代表者としての施工実績に限る。なお、事業協同組合にあつては、事業協同組合が元請として受注し、完成・引渡しが完了した実績とする。
- (7) 本市（総務部契約検査室）が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和5年度中に落札（落札候補者を含む。）した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。ただし、特定建設工事共同企業体（JV）での落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件を除く。
- (8) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、令和5年度中に本案件以外の業種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）を落札（落札候補者を含む。）していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。
- (9) 本市（総務部契約検査室）が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、本案件以外の業種（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事及び解体工事を除く。）に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。
- (10) 受付最終日において有効な経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）の写しを本市（総務部契約検査室）に提出していること。（未提出の場合は、必ず令和5年4月25日（火）までに提出すること。）

- 14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- 15 入札参加資格確認申請及び結果
- (1) 申請受付期間
- 令和5年4月12日(水) 午前9時から
令和5年4月25日(火) 午後5時までのシステム稼働中
- (2) 結果通知日
- 令和5年4月27日(木)
- 16 設計図書等の交付方法
- システムからダウンロードすること。
- 17 質疑及び回答
- (1) 質疑受付締切日時 令和5年4月17日(月) 午後5時
(2) 回答掲載開始日時 令和5年4月21日(金) 午後3時
- 18 入札書の提出及び開札
- (1) 入札書受付期間
- 令和5年5月11日(木) 午前9時から
令和5年5月12日(金) 午後5時までのシステム稼働中
- (2) 開札日時
- 令和5年5月15日(月) 午前9時30分以降
(開札は、公告番号順に行う。)
- 19 落札候補者の決定
- (1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、13(10)の書類が期限までに提出されない場合は、入札は無効となるため、落札候補者になることはできない。
- (2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。
- 20 事後審査 落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。なお、配置予定技術者等調書及び積算内訳書(落札候補者用)については、システムよりダウンロードして作成すること。
- (1) 提出日時 令和5年5月15日(月) 午後1時40分
- (2) 提出書類
- ア 配置予定技術者等調書
イ 配置予定技術者(監理技術者)の資格者証の写し

監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。

- ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的（受付最終日において3か月以上の雇用関係）に雇用していることが確認可能なもの
- エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類（契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等。）
- オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し
- カ 直近の評定値通知書の写し
- キ 積算内訳書（落札候補者用）
- ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書
- ケ 契約保証に関する届出書

21 落札後の提出書類

（1）落札者は、以下の書類を速やかに提出すること。なお、各書類には所在地、商号又は名称、代表者氏名又は受任者氏名を明記し、社印及び代表者印又は受任者印を必ず押印すること。

ア 提出場所 吹田市総務部契約検査室

イ 提出書類

（ア）財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）
株主総会で議決承認を受けた最新のもの。

（イ）営業の沿革 最新のもの。

（ウ）工事経歴書 過去2年間の建築一式工事の実績で完成済みのものを10件程度、官公庁等が発注した工事を中心に記入すること。

（2）前記の書類は市議会用資料の基礎となるので、内容について十分精査したうえで提出すること。

22 契約の締結 市議会の議決を経るまでは仮契約とし、議決後に本契約としての効力が生ずるものとする。

23 取り落とし方式

本件は、「取り落とし方式」（複数の工事の入札において、落札者を決定する工事の順位（以下「落札決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者又は落札候補者となった者の他の工事における入札書を無効とみなすこと等により、落札者を決定する方式をいう。）とし、次の（1）～（4）により執行する。

なお、今後、本案件と同一工種で入札日から開札日までの期間が一部重複する予定価格が1億5000万円以上の案件（JV案件を除く。）があった場合は、取り落とし方式の対象とし、該当案件の公告には、取り落とし方式を適用する案件一覧を記

載する。

(1) 落札決定順位は以下のとおりとし、落札決定順位が上位の工事から開札を行う。

ア 吹田市立第一中学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）

イ 吹田市立豊津第二小学校校舎大規模改造 1 期工事（建築工事）

ウ 吹田市立第六中学校校舎大規模改造 1 期工事（建築工事）【本案件】

エ 吹田市立吹田東小学校屋内運動場大規模改造工事（建築工事）

(2) 落札決定順位が下位の工事の落札候補者決定時において、落札決定順位が上位の工事の落札者又は落札候補者が行った落札決定順位が下位の工事への入札については、入札参加資格がない者がした入札とみなし無効とする。

(3) 落札決定順位が上位の落札候補者を再決定する必要がある場合において、落札決定順位が下位の工事の落札者又は落札候補者が存在する場合、当該落札者又は落札候補者が行った落札決定順位が上位の工事への入札については、入札参加資格がない者がした入札とみなし無効とする。

(4) 取り落とし方式の採用により、入札が成立しない場合には、取り落とし方式は採用せず、通常の入札を行う。

- 24 その他 入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。
- 25 問い合わせ先 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市総務部契約検査室
電話（直通） 06-6384-1489